

議案第13号

東広島市立図書館管理運営規則の一部改正について

東広島市立図書館管理運営規則の一部を改正することについて、次のとおり提案する。

令和4年4月28日提出

東広島市教育委員会

教育長 市場 一也

1 提案理由

連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏を形成するための連携協約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する連携協約をいう。）を新たに3市町が締結したことにより、貸出対象者について所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市立図書館設置及び管理条例（平成27年東広島市条例第43号）

第15条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

東広島市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

東広島市立図書館管理運営規則（平成4年東広島市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏を形成するための連携協約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する連携協約をいう。）を締結した宣言連携中枢都市又は連携市町の区域内に居住している者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東広島市立図書館管理運営規則（平成4年教育委員会規則第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(貸出しの対象者等)</p> <p>第4条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者（電子書籍の貸出しにあっては、第1号及び第2号に掲げる者）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づく連携中枢都市圏を形成するための連携協約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項に規定する連携協約をいう。)を締結した宣言連携中枢都市又は連携市町の区域内に居住している者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(貸出しの対象者等)</p> <p>第4条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者（電子書籍の貸出しにあっては、第1号及び第2号に掲げる者）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、山県郡安芸太田町、同郡北広島町、豊田郡大崎上島町、世羅郡世羅町、岩国市、柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町又は同郡平生町の区域内に居住している者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>